

令和6年度 低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について (お知らせ)

令和5年10月13日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」。）第5条第4項に規定する低生産量新規化学物質の製造・輸入の確認を受ける場合は、必ず受付期間内に申出書類を提出いただく必要があります。

この際、低生産量新規化学物質としての判定を受けた年度にかかわらず、どの受付期間でも、以下①～③のいずれかの方法により申出を行うことができます（ただし、法第3条第1項の届出に係る新規化学物質の判定通知を受領した日と同月内に確認申出を行う場合は、基本的に書面による申出の受付とし、判定通知の提出は不要です。）。

- ① 電子申出 【e-Govを通じたオンライン申請】
- ② 光ディスクによる申出【郵送（送付先：経済産業省）】
- ③ 書面による申出 【郵送（送付先：経済産業省）】

令和6年度における申出書類の受付日程について、次のとおりお知らせします。

1. 申出書類の受付日程について

第1回のみ、申出方法により申出書類の受付期間が異なりますのでご注意ください。

	申出書類の受付期間	
第1回	電子	令和6年2月19日（月）～ 2月27日（火）
	光ディスク／書面	令和6年2月19日（月）～ 2月22日（木）
第2回	令和6年4月18日（木）～ 4月24日（水）	
第3回	令和6年5月17日（金）～ 5月23日（木）	
第4回	令和6年6月20日（木）～ 6月26日（水）	
第5回	令和6年7月18日（木）～ 7月24日（水）	
第6回	令和6年8月26日（月）～ 8月29日（木） ◎第6回では、 <u>令和6年7月4日付けで提出された法第3条第1項に基づく届出に係る申出（提出方法：書面）のみを受付の対象とします。</u>	

第7回	令和6年9月13日(金)～9月20日(金)
第8回	令和6年10月16日(水)～10月22日(火)
第9回	令和6年11月15日(金)～11月21日(木)
第10回	令和6年12月12日(木)～12月18日(水)
第11回	令和7年1月20日(月)～1月24日(金)
第12回	令和7年2月10日(月)～2月14日(金)

※確認通知書の発送は、受付期間の終了日から概ね1カ月後を予定しています。

2. 注意事項

(1) 新たに電子申出を開始する際には、事前に「申出者コード」の取得手続きを行ってください。

- ・電子申出には、「申出者コード」(5桁のID)が必要となります。電子申出を初めて行う際には、事前に電子情報処理組織使用開始申出書(様式第15)を提出してください。
- ・様式第15は、随時受け付けていますが、受付締切日を設けております。具体的な日程^(※1)や手続き方法は、以下のホームページから確認してください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html

(※1)第1回に向けた様式第15の提出期限は令和6年1月11日(木)です(申出者コードの到達見込みは令和6年2月9日(金)頃の予定です。)

- ・申出者コードは法人に対して付与されるもので、基本的に一度取得したら更新の必要はなく、以降の電子申出でも引き続き使用できます(途中、連絡担当者が変更になっても、申出者コードは変わらず使用できます。)。また、少量新規化学物質の製造・輸入に係る電子申出、中間物等の製造・輸入実績に係る電子報告においても、同じ申出者コードを使用できます。

(2) 申出書は、受付期間が到来したらすぐに提出できるよう、事前の準備をお願いします。

- ・電子申出において、申出書類を送信しようとした際に不慮の通信トラブルに見舞われ、締切直前であったために受理できなかったケース等もありますので、電子申出は、受付締切日の1～2日前までに行ってくださいをお勧めします。
- ・光ディスクによる申出及び書面による申出については、簡易書留又は書留での郵送(受付締切日の消印有効)にて、お早めに提出いただくようお願いいたします。

(3) 新規化学物質の製造・輸入は、原則として、確認通知書を受領してから可能となります。

- ・ただし、第1回のみ、令和6年4月1日以降に製造・輸入を開始してください。

(4) 電子申出に当たり、必ず、最新バージョン (ver7.03) の申出システムを利用して申出書を作成してください。

- ・申出書の作成を行う申出システムは、令和5年4月に ver7.03 にバージョンアップされています。第1回の申出から、旧バージョン (ver7.02 以前) による申出書を受け付けることはできません。申出システムを最新バージョンに更新いただき、申出書を作成してください。更新方法の詳細は、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「申出システム」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html

3. 参考資料

低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る手続の詳細は、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「低生産量新規化学物質の申出」のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_teiseisan.html

4. 翌年度の受付日程の公表時期について

「令和7年度 低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について」のお知らせは、令和6年10月中を目途に公表する予定です。

5. お問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2428)

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(お問い合わせ専用メールアドレス)

bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp

※電子メールの件名は『低生産量新規申出に関する問合せ(***株式会社)』(注：括弧内にはお問合せ者の会社名等を記載)としてください。

また、本文には、質問内容に加え、お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、連絡希望時間帯(問合せ日を含め3営業日以内でお電話が受け取れる時間帯)を必ず記載してください。

(電話) 03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253